

伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付要綱（平成30年4月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育人材の確保を図ることにより、待機児童の解消及び子どもを安心して育てることができる環境の整備を行うことを目的とし、伊丹市補助金等の交付に関する規則（昭和42年伊丹市規則第21号）に定めるもののほか、人材紹介会社を利用する私立保育所等の事業者（以下「事業者」という。）に対して、保育士等を採用する場合のあっせん手数料の一部又は全部を予算の範囲内において補助することに関し、必要な事項を定める。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立保育所等 市内に所在する施設のうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設に限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設

(2) 保育士等 法第18条の4に規定する保育士又は認定こども園法第15条第1項に規定する保育教諭のうち、法第18条の18第1項の登録を受けた者であって、その保育所等において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの保育業務に原則として週30時間以上携わる見込みの者をいう。

(3) 認可 法第34条の15第2項、同法第35条第4項若しくは認定こども園法第17条第1項に規定する認可又は同法第3条第1項若しくは第3項に規定する認定をいう。

(4) 人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条の規定により厚生労働大臣の許可を受けた有料の職業紹介を行う事業者をいう。

（交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 人材紹介会社と保育士等のあっせんに係る契約を締結していること。

(2) 次のいずれにも該当する保育士等（以下「対象保育士等」という。）を雇用していること。

ア 人材紹介会社から直接紹介され、令和元年10月2日から令和8年3月31日の間に事業者新たに直接採用（市外への人事異動により保育士等の数を減らす場合における補充やそれに類する目的のための採用は除く。）された者で、それ以降、原則として週30時間以上かつ6ヶ月以上、保育士等として継続した勤務実績（やむを得ない場合として市長が認める場合は勤務実績見込）があること。この場合において、産前産後休業、育児休業、介護休業又は疾病の療養のための休業の期間があるときは、これらの期間を勤務時間に含むものとする。

イ 過去に同一の事業者が人材紹介会社のあっせんにより採用した者でないこと。

ウ 施設長の職にないこと。

エ 勤務形態にかかわらず過去に同一の事業者により雇用された者でないこと。

- (3) 私立保育所等において、対象保育士等を新たに採用した日から起算して6ヶ月を経過する日（以下「採用後6ヶ月経過日」という。）の保育士等（直接雇用された保育士等であって、継続して当該私立保育所等に勤務する見込みがあると認められる者に限る。）の数が当該対象保育士等を新たに採用した日の属する年度の前年度の1月1日（同日において市内で保育所又は小規模保育事業を実施する施設を設置していない事業者が新たに私立保育所等を設置する場合は認可日とする。）の保育士等の数（退職や同一の事業者が市内に設置する私立保育所等への人事異動により採用後6ヶ月経過日まで減少した保育士等の数を除く。以下「基準日の保育士等の数」という。）を超えていること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人材紹介会社に支払う対象保育士等の採用のためのあっせん手数料とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、第3条第3号に掲げる採用後6ヶ月経過日の保育士等の数から基準日の保育士等の数を差し引いた数を対象保育士等の数の上限とし、対象保育士等1人につき、補助基準額99万円と補助対象経費の実支出額を比較して低い方の額に3分の1（ただし、待機児童の解消に向けた緊急的な取り組みとして4月1日付で採用する場合に限り3分の2）を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、採用後6ヶ月経過日から1ヶ月以内又は採用後6ヶ月経過日が属する年度の末日のいずれか早い日までに伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる

書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 保育士等の採用に係る人材紹介会社との契約書類の写し
- (2) 対象保育士等に係る雇用契約書の写し
- (3) 対象保育士等に係る勤務の実績証明
- (4) 補助対象経費を支払ったことを証明する書類の写し
- (5) 保育士等数比較表
- (6) 職員配置に係る加算等認定申請書（基準日が属する月及び6ヶ月経過日が属する月が申請対象のもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定し、伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付の請求をするときは、伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の決定又は補助を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(細則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付要綱第5条の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第2号

第 号
年 月 日

様

伊丹市長

印

伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊丹市保育人材あっせん手数料補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定事項 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 金 _____ 円

3 交付内訳

氏名	実支出額	補助金額
計		

4 不交付の理由

様式第3号

年 月 日

伊丹市長 様

法人所在地
法人名
代表者名
施設名

伊丹市保育人材あっせん手数料補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました伊丹市保育人材あっせん手数料補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

口座名義	フイガナ
金融機関名	
本支店名	
口座番号	
預金種別	普通 ・ 当座